

6 決算審査及び基金運用状況審査

(1) 普通会計（一般会計及び特別会計）に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

平成28年度静岡県一般会計及び12特別会計

イ 審査の期間

平成29年7月26日から平成29年8月30日まで

ウ 審査の結果

平成28年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の計数については、決算書、同附属書類、関係諸帳票、指定金融機関の現金有高表等を照合審査した結果、正確であることを確認した。

また、財政運営、予算の執行、会計及び財産・資金に関する事務については、一部改善を要する事項も見受けられたが、おおむね適正に行われているものと認める。

エ 審査の意見

(1) 財政の健全化への取組について	<ul style="list-style-type: none"> 今後、県の財政状況や財政を取り巻く環境はより一層厳しさを増すと考えられることから、今までも増して財政の健全化への取組を積極的に推進されたい。
(2) 収入未済額の縮減への取組について	<ul style="list-style-type: none"> 個人県民税については、平成23年度から6年度連続して収入未済額が縮減されてきており、平成29年度の収入率も更なる向上が期待されるが、県の財政は厳しさを増しており、自主財源である県税の確保は重要な命題となっている。個人県民税については、引き続き市町と協働での対策を進めるなど、より一層の徴収強化に努められたい。 税外の未収金については、全庁的な観点から部局を横断して対策に取り組む「税外収入債権管理調整会議」を設置し、平成23年度から過年度未収金について、回収目標や整理目標を立て縮減に向けた各種の取組を行っている。 しかしながら、28年度においても設定した目標と実績に乖離のある科目が見受けられるため、個々の実情に応じた適切な目標を設定した上で、目標達成のために有効な対策を講じることにより、収入未済の縮減・解消に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努力されたい。また、これを進めるためにも、債権管理事務についてさらなる研修等の充実が努められたい。
(3) 事業繰越の縮減について	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度は国の経済対策という特殊事情により繰越額が大きくなっているほか、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことなどの理由によるものも前年度を上回っていることから、事業効果を早期に発揮できるよう、関係機関等との十分な調整を行うなど、引き続き的確な計画立案及び効率的な予算執行を図り、繰越額の縮減に努められたい。
(4) 不用額について	<ul style="list-style-type: none"> 財政運営が厳しい中で財源の有効な活用を図るため、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しによる不用額の縮減について、監査委員は繰り返し意見を述べてきており、2年連続で不用額の縮減が実現できたことは評価できる。引き続き、当初予算計上時から精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、事業の進捗状況を的確に把握した上で補正等を行い、効率的な予算執行に努められたい。
(5) 特別会計について	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計全体では不用額が減少している中で、林業改善資金など一部の特別会計で予算に対する執行率が低く、毎年度、多額の収支差額が生じ翌年度に繰り越される状況となっている。平成25年度には国への自主返納が実施され執行率が改善したが、返納のなかった26

	<p>年度以降は執行率が低下しており、28年度の貸付実績は、林業改善資金が0件、沿岸漁業改善資金は2件との状況となっている。事業の実施に当たっては、運用面での見直しを図り、利用者の利便性の向上に努めるとともに、年間の資金使用見込み額を的確・正確に把握した上で、資金需要に見合った額を予算化するなど、適正な資金管理に一層努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 清水港や御前崎港では、県債（臨海債）を原資として土地造成を行い、その土地を売却して、県債の償還に充てる臨海土地造成事業を実施している。県債の償還は確実に進んでいかなければならないが、平成26年度以降は土地売却実績がなく、このまま売却ができない場合には、平成31年度に基金も枯渇してしまうという試算結果が出ている。 土地の売却が進んでいない理由には、経済状況等さまざまな要因があり、特に東日本大震災の津波被害による影響も大きいと考えられるが、事業の趣旨からも臨海債の償還は土地の売却益から行われるべきである。土地売却にあたっては、両港の港湾計画を踏まえて、両港の発展に資するよう関係者と十分に調整し進めるとともに、貸付等により少しでも収益の改善が図られるよう努められたい。
<p>(6) 財務会計事務等の適正な執行について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期監査等において、時間外勤務手当の不正受給や拾得物の窃盗、措置入院の費用認定手続きの怠りにより「指摘」となっているほか、自動車税還付関係書類の紛失や補助金交付額の確定手続きを怠るなど不適切な取扱いが発生し「注意」となった。 そのほか、28年度においては支出負担行為同や事務処理の遅延、占用料などの収入での徴収誤り、非常勤職員等の任用等の事務処理や有給休暇付与の事務に関する誤りなどの不適切な執行が複数見受けられた。 会計事務処理の誤りについては、担当職員の関係法令等の理解不足や事務処理の執行方法などに問題があるといえるが、毎年のように発生する不適正な事務処理に対しては、担当者の資質やコンプライアンス意識の向上とともに、個人のミスや処理の遅延を組織として防止する体制づくりの強化が重要である。 出納局では、27年度の会計事務指導検査の結果を踏まえ重点テーマを絞り込んで研修を実施するなど、引き続き様々な研修を積極的に実施するとともに、従前より会計事務職員にとって必携であった「財務会計事務の手引き」に加え、平成24年度に作成・周知した「財務会計基本ブック」を毎年適宜改定するなど、会計事務についての理解を深める取組を行っている。また、経営管理部においても、28年度には技術職員や臨時職員、非常勤職員を対象とした研修を新たに開始するなど研修の強化に取り組んでおり、事務処理の適正化に向けた様々な取組を行っている。 今一度、正確な会計事務の大切さを認識したうえで、職場内の実効性のあるチェック機能を構築し、適正な会計事務の執行に努められたい。
<p>(7) 財産管理等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県では、平成25年度にファシリティマネジメントの実施方針を作成し、取組の4本柱である総量適正化、長寿命化、維持管理経費の最適化、有効活用について具体的な方針を定めた。この実施方針に沿って、平成28年度においては、施設の稼働率や劣化度等の複数の指標により施設の方向性を評価・分類する施設アセスメント（建物等評価編）を実施するとともに、県有建築物長寿命化設計ガイドラインを作成するなど、県有施設を良好な状態で次世代へ引き継ぐための取組を実施している。全庁を挙げた積極的な対応により、経営的な視点から県有施設を総合的に企画・管理・活用するこの取組の効果が、早期に現れることを期待する。 総量適正化に向けた未利用財産の売却については、平成25年度を計画初年度とする5か年の「県有財産の売却計画及び利活用計画」を策定した。前5か年計画で生じていた売却が困難な土地については、現計画策定の際の見直しにより仕分けを行い、売却可能な土地を再計上するなど、売却に向け積極的に取り組んでいる。28年度は、建物付売却を引き続き行い、早期売却を図っているが、防潮堤完成後の方が高く売れると見込まれる物件を先送りするなど条件整備で時間を要しているものがあり、売却額の実績は当初計画額の87.0%と

	<p>なったものの、25年度から28年度までの4年間の売却実績は5か年計画全体の69.0%にとどまっている。今後とも適正な売却に取り組むとともに、未利用財産の掘り起こしなどにより計画に含まれていない売却可能な土地が生じた場合には、速やかに計画に取り込むなどの見直しを行いながら、積極的な売却に努められたい。</p> <p>財産管理に係る事務については、「指摘」となるような重大な誤りはなかったが、財産台帳の紛失や未作成、記載漏れ、行政財産使用許可通知の記載誤り、金券類受払簿の未作成などの、事務処理上の不適切な事例が散見されている。県有財産は、県民の財産であるという意識をもって、適切な管理に努められたい。</p>
--	---

(2) 基金運用状況に対する審査の実施状況

ア 審査の対象

静岡県立美術館建設基金

イ 審査の期間

平成29年7月26日から平成29年8月30日まで

ウ 審査の結果及び意見

審査の結果、本基金は適正に運用されており、計数にも誤りはなかった。

(3) 公営企業会計に対する決算審査の実施状況

ア 審査の対象

平成28年度静岡県工業用水道事業

平成28年度静岡県水道事業

平成28年度静岡県地域振興整備事業

平成28年度静岡県立静岡がんセンター事業

イ 審査の期間

平成29年7月26日から平成29年8月30日まで

ウ 審査の結果

工業用水道事業ほか3事業の決算報告書及び財務諸表は、いずれも地方公営企業法等関係法令に準拠して作成され、平成29年3月31日現在の財政状況及びその日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

また、一部に厳しい経営状況の事業もあるが、各事業は、地方公営企業の基本原則の趣旨に従い、おおむね適正に運営されているものと認める。

エ 審査の意見

<p>(1) 工業用水道事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の更新や安定した事業経営を行うにあたり、長期的視点に立った経営ビジョンや、将来必要となる施設規模を踏まえた更新計画が必要と思われる。 「水道施設更新マスタープラン」に基づいた「長期修繕・改良計画」及び「経営戦略」の策定を進め、将来に亘る経営の健全化に努められたい。 ・ 今後も、災害発生時における工業用水ユーザーとの情報共有を進めるとともに、ユーザーと協力・連携した防災訓練の実施等の取組を継続し、緊急時における早期復旧対応の充実を図りつつ、安定した工業用水の供給の維持に努力されたい。
--------------------	--

(2) 水道事業	<ul style="list-style-type: none"> • 水道事業については、今後管路等の大規模更新を行うにあたって費用の増加が見込まれている。このことから、平成29年3月に公表された「水道施設更新マスタープラン」に基づいた「長期修繕・改良計画」及び「経営戦略」の策定を進め、将来に亘っての経営の健全化の維持に努められたい。 • 今後も、災害や事故に強い体制を維持するとともに、水需要の変化等に的確に対応していくため、受水市町の意見を十分に踏まえつつ、将来に亘る安全・安心な供給に努められたい。
(3) 地域振興整備事業	<ul style="list-style-type: none"> • 事業に着手している工業用地造成事業にあっては、計画に沿った事業の進捗に努めるとともに、富士山麓フロンティアパーク小山造成事業により創出される工業団地の早期分譲に向けて取り組んでいただきたい。また、オーダーメイド方式による工業用地造成事業についても、計画に従って推進されたい。 • 今後も、工業用水の需要拡大に繋がるユーザー支援や地域産業の振興を図るためのCNFの開発支援等、収益事業の可能性について、国や市町、県の関係部局と調整・連携し、調査研究の一層の推進を図られたい。
(4) 静岡がんセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> • 新たに策定された新公立病院改革プラン「静岡がんセンター病院事業経営見通し」の確実な遂行により、高度・先進医療等を継続的に提供するとともに、研究所事業を含めた純損益の黒字化を目指し、安定した病院経営を図られたい。また、前年度に引き続き、未処理欠損金が増加しているため、新公立病院改革プランによる一層の効率的な経営により、その解消に努められたい。 • 過年度未収金は、依然として1億1千9百万円余と多額に上るので、引き続き、新たな収入未済の発生防止と早期回収に努めるとともに、欠損処分等による回収困難な未収金の整理に努められたい。 • 全国的な医師・看護師の確保競争が続く中、615床の全床開棟に向けた医療スタッフの確保に努められたい。とりわけ、配置定数に対して不足している麻酔科等の医師確保に向けて取り組まれたい。

7 健全化判断比率等審査

(1) 健全化判断比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

イ 審査の期間

平成29年8月10日から平成29年8月30日まで

ウ 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

区 分	平成28年度 健全化判断比率	平成27年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15%
実質公債費比率	13.5%	14.0%	25%	35%
将来負担比率	228.0%	223.1%	400%	

（注）実質赤字額、連結実質赤字額が生じない場合の比率は「—」と表示

エ 審査の意見

実質公債費比率	実質公債費比率は13.5%で早期健全化基準（25%）未満であり、前年度実績（14.0%）に比べて0.5ポイント改善している。 今後も公債費の縮減等により財政負担のより一層の軽減に努められたい。
将来負担比率	将来負担比率は228.0%で早期健全化基準（400%）未満であるが、前年度実績（223.1%）に比べ4.9ポイント悪化している。 また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が3兆1,736億8,473万3千円と多額で、前年度に比べ319億4,529万6千円増加しているため、将来、財政を圧迫することがないように、地方債などの将来負担額の適正な管理に努められたい。

（参 考）

【健全化判断比率とは】

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持ちます。

実質赤字比率	一般会計等の赤字の程度を指標化したものです。財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
連結実質赤字比率	一般会計及びすべての特別会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化したものです。地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

実質公債費比率	借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したものです。この比率が高いほど、返済負担が重いことを表します。
将来負担比率	一般会計等の将来支払っていく財政負担（地方債現在高及び債務負担行為額）だけでなく、将来支払っていく可能性のある財政負担（地方公社等に係る実質的な負債等）を指標化したものです。この比率が高いほど、将来的に財政が圧迫される可能性が高いことを表します。

(2) 資金不足比率審査の実施状況

ア 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- ・ 静岡県工業用水道事業会計
- ・ 静岡県水道事業会計
- ・ 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- ・ 静岡県地域振興整備事業会計
- ・ 静岡県流域下水道事業特別会計
- ・ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

イ 審査の期間

平成29年8月10日から平成29年8月30日まで

ウ 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

平成28年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。

区分		公営企業会計名	平成28年度 資金不足比率	平成27年度 資金不足比率	経営健全化 基準
法 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業会計	—	—	
	静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—		
法非 適用 企業	宅地造成 事業以外	静岡県地域振興整備事業会計	—	—	
		静岡県流域下水道事業特別会計	—	—	
	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

(注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部が適用される公営企業のことをいう。

法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 資金不足額が生じない場合の比率は、「—」と表示

エ 審査の意見

平成28年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

(参 考)

【資金不足比率とは】

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。この比率が一定基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定し、経営の健全化を図らなければなりません。

【法適用企業と法非適用企業の経理事務】

法適用企業は地方公営企業法の規定の全部又は一部が適用される公営企業であり、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために経理事務は企業会計方式で行われます。

法非適用企業は、地方公営企業法の適用を受けない公営企業であり、経理事務は官庁会計方式で行われます。

8 例月出納検査

(1) 根拠

地方自治法（以下「法」という。）第235条の2第1項に基づき、普通地方公共団体の現金の出納について検査を行うこととなっています。

(2) 検査の対象

ア 普通会計（一般会計・特別会計）、歳入歳出外現金及び基金

イ 公営企業会計

- ・ 企業局会計（工業用水道事業会計、水道事業会計、地域振興整備事業会計）
- ・ 静岡がんセンター事業会計

(3) 実施時期・方法

ア 実施時期

法第235条の2第1項では「毎月例日を定めて」検査することとされており、本県では、静岡県監査委員に関する条例第10条で、毎月25日から月末までの間に行うこととしています。なお、検査の対象は、原則として前月分です。

<平成29年度実績>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
日	28	31	30	31	31	29	31	30	28	31	28	29

イ 実施方法

原則として、書面検査ですが、毎年1回は面接検査を行うこととしています。

（平成29年度は、平成30年1月が面接検査）

なお、予備検査については、平成16年度から検査の正確性、透明性及び効率性を高めるため、公認会計士の一部を委託して実施しています。

（平成29年度は、普通会計等と静岡がんセンター事業会計の予備検査を外部委託で実施）

(4) 検査結果

29年度は、出納関係諸帳簿及び証拠書類等を照合検査した結果、いずれも適正でした。

(5) 結果報告

検査の結果は、法第235条の2第3項の規定に基づき、県議会及び知事に報告することとされており、本県では検査の都度、その結果を書面で報告しています。

9 住民監査請求に基づく監査

(1) 監査実施状況

区分 年度	前年度からの繰越	受付	却下	受理			翌年度への繰越
				勧告	棄却	却下	
平成25年度	0	2		2	2		0
平成26年度	0	1		1	1		0
平成27年度	0	1		1	1		0
平成28年度	0	3		2	1	1	1 (注)
平成29年度	1	3		4	4		0

(注) 平成29年3月下旬に受付したため、受理等の判断は翌年度へ繰り越した。

(2) 監査の結果（平成29年度）

請求年月日	H29.3.28	請求者	桜井建男
監査の対象	県立高校教員への給与等の支給		
請求の概要	静岡県教育委員会は、県立高校教員Aの非違行為を平成29年1月か2月には覚知しているはずであり、覚知時点で懲戒処分にすべきであったのに、担当の県教育委員会は、懲戒処分をせず漫然と給与等を払い続けて静岡県に損害を与えている。当該教員に支払った給与相当分の賠償につき必要な措置を講ずることを求める。		
監査の結果と通知日	棄却（H29.5.15）		
結果の概要	当該教員が非違行為を行ったとする明白な証拠と事実を確認することをできないため、現時点で処分を行わないことが違法又は不当であるとは認められない。懲戒処分を受けていない教員Aに給与等を支給することは違法不当な公金の支出に当たらず、県には支給した給与等の返還請求権が存在しない。		

請求年月日	H29.6.29	請求者	桜井建男
監査の対象	静岡県バスケットボール協会に対する競技力向上対策事業費補助金の交付		
請求の概要	静岡県は、任意団体静岡県バスケットボール協会の用途不明金を問題視し、平成28年度分補助金交付を留保し、同協会に対し是正を勧告した。しかし、実際には会計処理、資金管理の具体的な是正を確認することなく、補助金交付の留保を解除し、交付を決定したことは、違法不当な公金支出と認められるため、一般社団法人静岡県バスケットボール協会に対する補助金の交付差止ないし支払い済みの補助金の返還請求につき、必要な措置を講ずることを求める。		
監査の結果と通知日	棄却（H29.8.25）		
結果の概要	任意団体静岡県バスケットボール協会は静岡県に事務執行体制の改善の報告を行い、県がその報告内容をもって、事務執行体制の改善がされ、是正措置が行われたと判断し、補助金交付額の留保解除を行ったことは合理性があり妥当と考えられる。補助金の交付手続は規則や交付要綱に従って適正に行われており、補助金の交付を取り消すことができる事実は存在せず、違法若しくは不当な公金の支出は行われていないため、県には補助金の返還請求権は存在しない。		

請求年月日	H29.9.11	請求者	富田家一郎 富田節子
監査の対象	平成28年度政務活動費の交付		
請求の概要	<p>平成28年度政務活動費の収支報告書とその添付書類を閲覧したところ、静岡県議会自民改革会議会派（以下「会派」という。）の森竹治郎議員の事務所費、事務費、資料購入費、人件費の合計1,585,001円及び鈴木洋佑議員の人件費の1,068,385円については、県議会で定めた「政務活動費制度と運用指針」（平成27年4月改訂）（以下「運用指針」という。）に反する不適切な支出と思われるので、当該会派に対し、政務活動費を返還するよう求める。</p> <p>不適切な支出というのは、森議員及び鈴木議員のいずれの経費も政務活動、政党活動、後援会活動等の活動実績に応じて按分により充当すべきにもかかわらず、按分していない。</p> <p>また、鈴木議員の人件費の時給が他の議員に比べ非常に高額で社会通念上妥当な範囲を超えており、公金を充当するには著しく不公平である。</p>		
監査の結果と通知日	棄却（H29.11.9）		
結果の概要	<p>両議員における平成28年度政務活動費の交付について、静岡県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）、運用指針及び会派が定めた政務活動費の手引等に反しているかどうかを検討した結果、違法不当な政務活動費の充当を確認できなかった。したがって、県は会派に交付した政務活動費について、条例に基づき返還を求めることはできない。</p>		
意見	<p>今後、静岡県議会事務局においては、一般的・外形的な書面上の審査であっても各議員の政務活動費の実態をより一層正確に把握した上で、条例や運用指針等の規定に従って、政務活動費執行の事務処理のチェックに努められたい。</p>		

請求年月日	H29.9.15	請求者	寺澤暢紘
監査の対象	平成28年度公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会に対する補助金の交付		
請求の概要	<p>監査対象機関（静岡県障害福祉課）は、公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会（以下「もくせい会」という。）に対して、平成28年度民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金として1,441,000円、保健衛生活動事業費補助金として550,000円の交付を行った。</p> <p>もくせい会は、障害者福祉事業の不適切な会計処理を長年行っている実態があり、不適切な実態に対し理事会での指摘もなく、法人監査機能も発揮されず、理事会議事録の作成も行われず、法人全体がガバナンスに欠ける状況にある。</p> <p>また、同補助金については、その用途の内容の大半が補助金の趣旨及び事業に合致しないにもかかわらず、監査対象機関は厳正な点検、確認をすることもなく、漫然と補助金を交付している。県財政に損害を与えたもくせい会に対して、交付された補助金の返還を求める。</p>		
監査の結果と通知日	棄却（H29.11.13）		
結果の概要	<p>もくせい会の事業運営に不適正な点があったとは認められず、また、同補助金の支出については、いずれも交付規則及び交付要綱に反した支出をしているとは認められない。したがって、違法若しくは不当な公金の支出は存在しない。</p>		
意見	<p>健康福祉部においては、民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金交付要綱及び保健衛生活動事業費補助金交付要綱の補助対象事業の規定が抽象的であることから、詳細な運用基準の策定などを通して公平性、透明性の確保に努めるとともに、補助金の交付の決定及び交付額の確定に当たり事業内容を慎重に審査し、必要に応じ補助対象団体への指導、助言に努められたい。</p>		